

6 報告第11号関係

おいらせ町介護保険条例 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
<p>第2条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度における保険料率は、規則で定める。</p>	<p>第2条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成27年度から平成28年度まで</u>の各年度における保険料率は、規則で定める。</p>